



— 利用ガイド —



平塚市障がい者福祉従事者養成研修支援事業補助金

本市独自の事業として、障がい者の介護等に従事する人材の確保と既に就労している障がい福祉サービスに従事する従業者等の資質の向上を図るため、予算の範囲内で障がい者福祉従事者が修了した研修に係る受講料の一部を補助します。

補助金の交付を申請できる人は？

対象研修※₁を修了した後、引き続き6か月以上、対象事業所※₂で従事している者※₃

※₁ 対象研修は？

都道府県又はその知事が指定した法人等が主催する次の研修

- ▶ 介護職員初任者研修
- ▶ 生活援助従事者研修
- ▶ 居宅介護職員初任者研修
- ▶ 障害者居宅介護従業者基礎研修
- ▶ 重度訪問介護従業者養成研修
- ▶ 同行援護従業者養成研修
- ▶ 行動援護従業者養成研修

※₂ 対象事業所は？

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定を受けた市内の事業所



※₃ 他に条件はあるの？

他にもあります。それらの条件の一例は、次のとおりです。

- ▶ 令和8年度以後に受講した人
- ▶ 自ら受講料を負担した人
- ▶ 本市に住んでいる人
- ▶ 市税の滞納がない人



補助金の額は？

新規採用者※₁は受講料の1/2以内、既に従事している者※₂は受講料の1/3以内

※₁ 新規採用者とは？

当該対象研修の修了後6か月以内に対象事業所に新たに就労した後、引き続き、就労期間が6か月を経過し、同一法人が運営する対象事業所で従事している者です。

補助金の額は、対象研修に係る受講料の2分の1の額（その額が35,000円を超える場合は、35,000円）を上限として、予算の範囲内で市長が決定します。

※₂ 既に従事している者とは？

当該対象研修の修了時点において、対象事業所に就労しており、その後引き続き、就労期間が6か月を経過し、同一法人が運営する対象事業所で従事している者です。

補助金の額は、対象研修に係る受講料の3分の1の額（その額が20,000円を超える場合は、20,000円）を上限として、予算の範囲内で市長が決定します。

※ 補助金の額を決定するに当たって、対象研修に係る受講料には、対象研修の受講に当たって購入したテキスト代等及び他の機関等から受けた対象研修に係る受講料に関する補助等に係る額を含みません。

補助金の交付を申請するに当たっての提出期間は？

10月から翌年2月まで（5か月間）

- ※ 前年度以後に、自ら受講料を負担して受講し、かつ、修了した対象研修（令和8年4月1日以後に受講を開始した対象研修に限ります。）に係る受講料について、補助金の交付を申請できます。
- ※ 先着順により補助金の交付を決定します。また、予算の執行状況等によって、提出期間の途中であってもその年度における補助金の申請の受付を終了することがあります。

補助金の交付を申請にするに当たって提出する書類は？

交付申請書のほか、次に掲げる書類

誓約書兼同意書

領収書等

- ※ 対象研修に係る受講料を支払ったことが確認できるものがが必要です。
- ※ 受講に当たって購入したテキスト代等が合算されている場合は、その内訳を明らかにするものがが必要です。

研修修了証明書等

- ※ 対象研修を修了したことが確認できるものがが必要です。
- ※ 対象研修に係る受講を開始した日及び修了した日を明らかにするものがが必要です。

就労証明書等

- ※ 対象事業所で従事している者であることが確認できるものがが必要です。
- ※ 対象事業所での就労を開始した日、就労の期間その他の就労状況を明らかにするものがが必要です。

他の機関等から当該受講料について受けた補助等に係る額が確認できるもの

- ※ 他の機関等から対象研修に係る受講料について補助等を受けた場合のみ必要です。

請求振込依頼書

- ※ 補助金の交付決定後、これにより請求があったものとして処理するものです。

どこに補助金の交付を申請すれば良いの？

平塚市福祉部障がい福祉課（平塚市役所1階126番窓口）

＜問合せ先＞ 平塚市浅間町9番1号 平塚市役所1階126番窓口
平塚市 福祉部 障がい福祉課
電話番号 0463-21-8774

